

大阪狭山市生殖補助医療費等助成 提出書類チェックリスト

注意事項(※)を確認の上、準備できた提出書類のチェック欄に✓を付けてください。

市が夫婦の住民基本台帳、市税の納付の状況等の閲覧などをするについて申請書において同意いただける場合は次の書類の提出を省略できます。

- ・夫婦の住民票の写し ・夫婦が市税を滞納していないことを証明する書類
- ・大阪狭山市国民健康保険に加入している場合 ★の書類
- ・戸籍が大阪狭山市にある場合 ◆の書類

1～6はすべての人が提出してください

7～11は該当する人のみ提出してください

当てはまるものすべてに✓を付けて該当する番号の書類を提出

番号	提出書類	チェック欄
1	大阪狭山市生殖補助医療費等助成金交付申請書(様式第1号)	チェック欄
	記載漏れや文字が薄いところはないか ※助成金額、医療費の自己負担額など金額にかかるとついでには、窓口において担当者と確認の上、記入するため、空欄にしてください。	
	記載内容に誤りはないか(誤りは二重線で消して訂正印)	
	※表裏両面について記入する必要があります。 ※1回の一連の治療ごとに申請書を作成してください。	
2	大阪狭山市生殖補助医療等受診証明書(様式第2号)	チェック欄
	記載漏れや文字が薄いところはないか ※1回の一連の治療ごとに医療機関に作成を依頼してください。	
3	大阪狭山市生殖補助医療費等助成金交付請求書(様式第6号)	チェック欄
	記載漏れや文字が薄いところはないか ※助成金額、医療費の自己負担額など金額にかかるとついでには、窓口において担当者と確認の上、記入するため、空欄にしてください。	
	記載内容に誤りはないか(誤りは二重線で消して訂正印)	
	※1回の一連の治療ごとに請求書を作成してください。	
4	医療機関発行の生殖補助医療等にかかる領収書および明細書のコピー	チェック欄
	次の項目のうち受診証明書で証明されている項目の領収書、明細書がすべてそろっているか。助成対象となるのは次の項目のみです。 ・生殖補助医療 採卵術、体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料、胚凍結保存管理料(導入時)、胚移植術 ・男性不妊治療 精巣内精子採取術 ・先進医療 子宮内膜刺激術(SEET法)、タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養、子宮内膜擦過術(子宮内膜スクラッチ)、ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術(PICSI)、子宮内膜受容能検査(ERA)、子宮内細菌叢検査(EMMA/ALICE)、強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術(IMSI)、二段階胚移植術、その他不妊治療に係る先進医療	
	※月順に並べてA4用紙にコピーしてください。 ※請求書やクレジット売上票で代用はできません。	
5	夫婦のうち生殖補助医療等を受けた者の健康保険の資格の分かる書類(いずれかひとつ)	チェック欄
	健康保険証のコピー、資格確認証のコピー、マイナンバーカードのコピー(マイナンバーの分かるもの)	
6	夫婦のうち生殖補助医療等を受けた者の高額療養費自己負担限度額が分かる書類(いずれかひとつ) ★	チェック欄
	限度額適用認定証のコピー、限度額適用認定・標準負担額減額認定証のコピー、高額療養費支給決定通知書など(自己負担限度額の記載がある場合)	
	※加入している健康保険組合、共済組合などが発行したものを提出してください。 ※限度額適用認定証などを用意できないときは、勤務先に本助成に係る医療費を負担した月の標準報酬月額が分かる書類の作成を依頼し、そちらを提出してください。	

番号	提出書類	チェック欄
	<input type="checkbox"/> 法律婚で夫婦別世帯の場合	7
	<input type="checkbox"/> 事実婚の場合	8・9
	<input type="checkbox"/> 高額療養費・付加給付等の支給を受けた場合	10
	<input type="checkbox"/> 過去の助成回数をリセットし、1回目の申請をする人	11

法律婚で夫婦別世帯の場合

7	戸籍謄本(全部事項証明) ◆ コピー不可	チェック欄
	申請日から3ヵ月以内に発行されたものか	

事実婚の場合

8	戸籍謄本(全部事項証明) ◆ コピー不可	チェック欄
	夫婦それぞれの分があるか	
	申請日から3ヵ月以内に発行されたものか	

事実婚の場合

9	事実婚に関する申立書(様式第3号)	チェック欄
	記載漏れや文字が薄いところはないか	
	※夫婦で記入してください。 ※重婚は本助成の対象外です。 ※同一世帯ではなく、理由の記載がない場合は本助成の対象外です。	

高額療養費・付加給付等の支給を受けた場合

10	高額療養費、付加給付等の支給額の分かる書類(いずれかひとつ) ★	チェック欄
	高額療養費支給決定通知書、医療費明細書、医療費通知などのコピー	

※加入している健康保険組合、共済組合などが発行したものを提出してください。

※高額療養費支給決定通知書などに高額療養費、付加給付等が支給された月の医療費の合計額の記載がない場合は、その月の高額療養費、付加給付等の支給に係る医療費の領収書および明細書のコピーについても提出してください。

過去の助成回数をリセットし、1回目の申請をする場合

11	出産したことまたは死産に至ったことが分かる書類	チェック欄
	・出産の場合 戸籍謄本◆、母子健康手帳の出生届出済証明のページのコピー	
	・死産の場合 死産届の写し、母子健康手帳の出産の状態のページのコピー、死産証書など	

コピーはすべてA4用紙をお願いします